

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

②評価調査者研修修了番号

SK15225・愛福評 15001・愛福評 07016

③施設の情報

名称：新居浜市立清光寮	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：渡邊 環	定員(利用人数)：20世帯(3世帯6人)
所在地：愛媛県新居浜市	
TEL：0897-41-6338	ホームページ： http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/kosodate/bosiseikatusiensisetu.html
【施設の概要】	
開設年月日 1951年角野町立母子寮(保育所併設)として設立、1964年編入合併により新居浜市立となる。	
経営法人・設置主体(法人名等)：新居浜市	
職員数	常勤職員：3名 非常勤職員等 2名
専門職員	(専門職の名称) 名
	母子支援員 1名
	少年指導員 1名
施設・設備の概要	(居室数) 20室 (設備等) 集会室・保育室・医務室・静養室

④理念・基本方針

【理念】

母と子が安心して生活できる場を提供する中で、その人格を尊重し、主体性を持った自立への歩みを支援する。

【基本方針】

- 1 入所者が心身ともに安定し安全な生活をおくることができるよう、明るく衛生的な環境づくりを行う。
- 2 入所者の人権を守りながら、自立に向けて歩みだすための支援を行う。
- 3 子どもの健全育成及び生活習慣獲得のための援助や子育てに関する支援を行う。

4 施設運営においては、共同生活の秩序を保ちつつ、入所者の思いを尊重し主体性に配慮する。

⑤施設の特徴的な取組

- 1 関係機関と連携し、入所者の支援に必要な情報収集をはじめ、協力依頼がスムーズに行われ、積極的な支援が行われている。
- 2 婦人相談所と委託契約しハイリスク家庭への支援やショートステイを受け入れ、臨機応変な支援が行われている。
- 3 子どもの気持ちに寄り添い、職員と子どもと一緒に散歩をするなどきめ細やかな支援が行われている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 6 月 15 日（契約日） ～ 平成 29 年 12 月 20 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（平成 26 年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

- 1 施設長のリーダーシップが発揮されている。
施設長の専門性・支援の質の向上に対する意識が高く、日々の支援における配慮が細部にまで行きわたっている。職員にも施設長の意識が伝わり日々の支援に生かされている。
- 2 丁寧で細やかな支援が行われている。
施設長を中心に職員間のコミュニケーションがスムーズに行われ、朝礼・職員会等のみならず、適宜支援のあり方についてケース検討を行い、入所者に寄り添った支援が行われている。
- 3 地域及び関係機関との連携が積極的に行われている。
地域に出向くだけでなく、入所者のプライバシーに配慮しつつ当施設を開放し、関係機関との会議等を開催するなど、当施設に対する周知・理解を図るべく積極的な連携が図られている。

◇改善を求められる点

1 子どもの自立支援計画の作成

子どもの健全な成長を図るためには母親の自立が重要であるとの思いから、現在の自立支援計画は子どもの意見を取り入れてはいるが、母親主体に作成されている。又、入所児童が乳児を含め、低年齢であることから、個々の思いが反映された具体的な自立目標が立案できにくい状況であるため、あえて形だけの計画に終わらせるべきではないとの思いから子どもの自立支援計画の作成は検討中とのことであった。しかし、母子生活支援施設が児童福祉施設であることを踏まえ、子ども自身の自立支援計画の作成が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の評価の訪問調査時において、年度途中で職員4名の内2名が急きょ退職し、非常に厳しい職員体制の中、相互に試行錯誤しながらの支援ではありましたが高い評価を頂き、当施設の良さを再確認できると共に日常の支援の振り返りのきっかけとなりました。特に、低年齢であっても、児童の一人一人の育ちを大切にした自立支援計画の必要性を実感し、早急に様式の情報収集を行い、十分なアセスメントの後立案し、より支援の質の高まりを実感しております。

今後は、母子生活支援施設職員として一層の研鑽に励み、児童と母親への適切な支援ができるような施設運営に努め、地域社会から信頼され、当施設ならではの強みを生かした施設として取り組んでまいりたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 28 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針は、ホームページやパンフレットに記載されている。また事務室にわかりやすく大きく掲示され、職員各自に携帯用も配布し周知を図っている。継続的な取り組みとしては、毎日の朝礼や職員会等で確認し、施設長は母親・子どもへの対応についてもさらにきめ細やかに口頭で伝えている。</p> <p>母子への周知については、入所時のオリエンテーションでパンフレットを渡し、丁寧な説明が行われている。事務室の前の廊下にも掲示し周知が図られている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>公立施設であり、市の「子ども・子育て支援事業計画」（5か年計画）等をもとに情報収集を行っている。ひとり親家庭の動向や母子生活支援施設の現況の厳しさも把握しながら、母子支援の大切さや必要性を組織の一員として発信している。老朽化した建物の改善についてもルームエアコン等の設置等、経費節減の現状のなか、設備の整備にも努めている。</p>		

③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>耐震や建物の老朽化など今後の改善に向けた課題が明確になっているが、公立施設のため担当課と共に方向性を検討中である。職員へも現状を伝え、入所者が安心・安全に生活できる環境整備をしていくため周知を図っている。今年度、愛媛県児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金を活用した取組を行っている。また子どもたちの生活向上のため補助金の確保にも努めている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>公立の母子生活支援施設のため、市の長期総合計画・実施計画をもとに、児童福祉の充実・ひとり親家庭への支援等ビジョンは明確に策定されている。</p> <p>具体的な取り組みとして、施設の機能を発信する目的で施設を使用し行事や講演会の開催や関係機関と連携しケースカンファレンスを実施するなど、施設の地域の中での活用や専門的支援の発信をプライバシーに配慮しながら取り組んでいる。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所世帯数の変化・減少により、数値目標や具体的な成果等の設定が難しい状況にある中、単年度の計画として施設修繕等や地域の行事である防災訓練に参加し、地域の一員である位置づけを図るなど実施計画が策定されている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員会において、年度末に総括して次年度の事業計画を策定している。入所世帯の母親・子どもの状態を考慮し職員の希望や意見を取り入れながら策定している。起案・報告文書が作成され、職員間で共有されている。</p>		
⑦	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年間計画は年度当初に報告し、実施についても事前に母親会等で内容の説明をし、了解をとっている。母親には行事ごとに意見を聞き次年度に向けて見直しをしている。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長自身が支援の質が重要であると理解し、自己評価で見えてきた課題に対して解決に向けた取り組みをしようと努力している。また、子どもとの会話や母親からの声を拾い「気づき」の観察力・洞察力の大切さを職員全員で共有し、質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>前回の第三者評価をふまえ、支援記録の充実化に努めており支援の質の向上に向けた姿勢が十分みられる。今後は、支援方法等少人数であるため口頭で伝達し共有化されていることを文書化し、さらに有意義な支援継続につながることを望ましい。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>公立施設であり、管理規程の中に施設長の役割や責任が明確にされている。また、発行される寮だよりにも施設長の言葉を載せ、母親会で施設長の思いを伝えた記録もある。</p> <p>職員へは、毎日の朝礼や職員会議等で気持ちを伝え理解を図っている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、熱心に各種研修に参加するなど遵守すべき法令等への理解を深めている。環境に対しては、市独自の環境マネジメントシステム（ニームス）に合わせながら、管理標準を順守し、入所者と共に段ボールコンポストを使用するなどの環境教育を実施し、積極的な取り組みを行っている。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>母子生活支援施設中四国ブロックの研修会や、その他さまざまな勉強会に積極的に参加し、自己研鑽に努めている。また、福祉分野での見識が高く経験も豊富である。朝礼や職員会議などでは職員の意見を聞き、各職員の個性や経験値を大切にしながら研修の機会を持つよう心がけているが、緊縮財政の中、公立であるため、予算枠内の可能な限り研修計画を作成しているが、今後も予算要望し継続されることを望む。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は様々な研修に参加し職員にも伝達し、効果的な業務運営が出来るよう積極的に取り組んでいる。建物の今後の方向性が市の方針に沿ったものになるため、施設の将来性・継続性や運営等については市の担当課と共に効果的な業務の実現を目指す改善策への取り組みが望まれる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公立施設であり、施設に必要な定員は確保されている。施設長を含め全員が臨時職員といった雇用形態ではあるが、資格要件は十分満たされている。しかしながら、全職員が福祉職を常に確保されている状況ではなく、人材確保への要望等の努力をしている。施設長自ら、基幹的職員の研修会へも参加し専門職員としての機能を活かしている。今後の運営継続に向けての方針が不明確な中、保育士をはじめとする福祉人材不足が言われているが、可能な限り努力されていることは評価できる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公立施設であるため、人事管理は自治体の規程に基づいている。「望ましい職員像」がパソコンのデスクトップの画面に常に表示されており、職員に周知が図られている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a ・b・c

<p><コメント></p> <p>職員同士の人間関係が良好であり、チームワークのとれた職場環境が成り立っている。職員のメンタル部分のサポートは、施設長が話を聞くなど会話の中から相談しやすい体制が整っている。休暇も取りやすくワーク・ライフ・バランスも配慮されている。施設長の信念として「明るく楽しい職場→職員に目を向けている→より良い支援につながる」が実践されている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」をパソコンのデスクトップに掲示し、職員一人ひとりの経験値や質のレベルを把握するよう努めている。日々の振り返りは行われているが、チェックシートの様式は作成されていない。コミュニケーションの中で支援について話し合える関係性を作る取り組みがなされており、今後は施設全体としての支援方法がさらに継続し積み上げられるような工夫が望まれる。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員の基本研修計画は人事課において立てられている。職員の県外の出張を伴う研修会への参加は予算が伴うので難しいが、県内の研修会への参加等は積極的に参加できるよう努力し、有意義なものとなっている。今後は職員の質の向上を図るためにも広域での研修への参加が期待される。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>出来る限り、研修に参加できるよう配慮されてはいるが、十分な研修の機会確保には至っていない。外部研修等の情報提供は行われている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について 体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れマニュアル体制は整備されているが、近年実習依頼がない状況である。実習生の受け入れは、DV被害者など施設の独自性からも個人のプライバシーや個人情報の保護が望まれるため、人事課、担当課を通して依頼される。意義のある福祉現場であることをふまえ、再度学校側との連携が図られることが望ましい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設の広報紙を担当課の窓口に掲示している。施設利用希望者のプライバシーに配慮しつつ、担当課の窓口においても定期的に相談に応じ、施設の内容説明や提案を行い見学受け入れを実施している。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>公立施設であることから、事務・経理に関する規程や職務分掌は周知徹底されている。また、市及び県の監査を定期的に受けている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の公民館との交流が積極的に行われている。入所している母親や児童の理解を得ながら、今年度は生活学校やボランティアの方が開催している子ども料理教室や人形劇等と一緒に、また、防災訓練に参加するなど取り組みがなされている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れの実績はあまりないが、マニュアルは整備されている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>市が作成した地域の子育て事業の冊子や、各種生活支援の資料、母親と子どもの状況に対応できる社会資源のリストがあり、地域の関係機関・団体とも連携できる体制を整備し、適切に支援されている。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設の保護機能上、母親と子どものプライバシーに配慮することが必要で、地域住民との関わりは慎重な配慮を伴う。町内会等には入っていないが、地域の集いの広場では職員の得意分野での参加を依頼されることがある。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>ショートステイの依頼が担当課窓口からあり、入所につながったケースがある。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>「倫理綱領」は職員や母親が見やすい場所にそれぞれ掲示してある。職員会議等で人権の研修等、報告会を実施している。また、支援のあり方についても母親と子どもを尊重したきめ細やかなかわりについて、共通の理解を持つため適時話し合いがもたれている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援の実施が行われている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>母親と子どものプライバシー保護等権利擁護についての知識や、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を、適時施設長が研修会後の報告や会議の場で徹底している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「清光寮の決まり・心得・生活」が作成されており、特に大事な部分は赤字で書くなど分かりやすい資料になっている。個々のケースに応じて、わかりやすい言葉を用いての説明や母親と子どもに寄り添いながら丁寧な対応に努めているが、配慮が必要な入所者や、子ども向けにはイラストを入れるなどの工夫があると、より分かりやすい説明資料になると思われる。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>入所時に施設の理念や基本方針・支援の内容等を記載した資料を渡し、母親と子どもに丁寧に説明している。また、必要な手続き等については本人がわかりやすいように手順書を作成するなど支援を行っている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>退所マニュアルが明文化されており、退所手順・関係機関との連携等明確である。退所後も母親が当施設を「実家」のように慕い、来訪することも多い。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>以前、意見箱を設置していた経緯もあるが、使用されなかったことから現在は中止している。母親との個別面接は定期的実施している。また、子どもの声を拾うことも「気づき」の大切なことであると職員間で共有し、職員と入所者が言葉で伝えあう関係づくりに取り組んでいる。事務室は母親が帰宅した際にすぐに出迎え、挨拶ができるよう、可能な限り入り口を開放し、表情や会話等から「気づき」の環境づくりへの配慮がうかがえる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>年度当初に第三者委員を施設の行事に招き、母親と子どもが気持ちよく顔合わせができるよう配慮した取り組みがなされている。苦情については3か月ごとに寮だよりで知らせている。また、月1回の母親会でも現状の振り返りを実施している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>母親や子どもが帰宅後、スムーズに入室でき自由に話せるように事務室のドアを開放し、室内にはソファを設置するなどの工夫・配慮がなされている。</p> <p>また、定期的に担当課の婦人相談員や児童相談員等、日常かかわっていない職員と面談できる日を設定し、意見を述べやすい環境に配慮している。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>個々の抱えている問題や相談が異なるので、対応はケースバイケースである。必要に応じて民生委員や児童相談所の来訪もある。また、施設職員に直接言いにくい様子がある場合は、察知して担当課職員に話せる場面を作るなどの配慮をしている。第三者委員との顔合わせは行事に繰り込んで行われている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>事故防止及び発生対応マニュアルが作成されている。大きな事故は起きていないが、ヒヤリハット・事故報告等の記録を作成し、再発防止を心がけている。入所者の子どもが通学している近隣の小学校へ施設長が出向き、通学道路等危険区域の一覧をもらい、母親会で母親に説明するなど事故予防への意識も高い。今後はさらに不測の事態に備えた対策等、母親・子どもたちがより安心・安全な環境で支援されることが期待される。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対策マニュアルが整備されている。インフルエンザやO157等保健所報道等は母親や子どもに情報提供をしており、手洗い・うがい励行も声かけするよう心がけている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>消防計画及び地震・風水害等の防災計画書が整備されており、食品や備品等の備蓄（3日分）も整備されている。今年度から校区防災会主催の防災訓練に入所者・職員が参加し、地域と連携しながら自らの命を守る防災能力を身に着ける取り組みが行われ、母親・子ども・職員の防災時の安全確保への周知が図られている。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>母子支援員・少年指導員等各種職員ごとの業務内容は、採用時に配布されている。それに付随した「母子生活支援ハンドブック・事例集」等の参考文献も必見するように各自に配布している。標準的な実施方法は、文書化され職員が十分に理解していることが不可欠であるため、職員が共有でき、より良い支援の継続のため活用されることが望ましい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・ c
<p><コメント></p> <p>職員会議等の中で、個別のケース支援内容等の話し合いが密に行われており、入所者一人ひとりへのきめ細やかな対応が適時検討されている。入所者一人ひとりへの対応は、その都度変化があるので、固定化した実施方法がとれない難しさがあるため、文書化するに至っていない。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>アセスメントシートを使い関係機関から情報収集し、職員間で入所世帯の背景を理解することに努め、自立支援計画が策定されている。</p> <p>母親を主体とした自立支援計画は策定されているが、子ども一人ひとりのニーズや支援を考えることで、さらに日々のきめ細やかな支援ができると思われるので、子どもの自立支援計画の早急な策定が望まれる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画は6か月ごとに見直しがされている。母親の個人面接も同時に行い、支援方法の振り返りも行われている。子どもについても同じように自立支援計画の記録や見直しが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ b ・c

<p><コメント></p> <p>母親と子どもの身体状況や生活状況は、日々の日誌や観察記録により職員間で共有されている。朝礼や職員会議等でもケース検討が適時行われている。伝えあうことでより質の高い支援につながっており高く評価できる。今後は子どもの自立支援計画の作成・評価・見直しの早急な実施が望まれる。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>公立の施設として個人情報保護条例及び同施行規則の規程に基づき、適正な取り扱い・管理が行われており、ケースファイル保管庫は施錠されている。</p>		

内容評価基準（28項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>倫理綱領を掲示し、養育支援の基本的姿勢について朝礼・職員会議・ケースカンファレンス等で共通認識を図り、日々の支援が行われている。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	㉑・c
<p><コメント></p> <p>日々の様々な場面における支援について適時職員間で話し合い、権利擁護・人権侵害についても話し合いが行われ、不適切なかかわりが起こらないよう徹底している。自分の支援の仕方が人権侵害になっているのではないかとの気づきを与えるためにも、DV研修や児童虐待に関する研修等に参加し質の向上に努めている。</p>		

A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>施設長自らアンガーマネジメントやペアレントトレーニングの研修に参加し、職員間での共通理解を図り、質の向上に努めている。母親や子どもからのサインを見逃さないよう努めている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	④ ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもとのスキンシップを多く持ち、子どもの声に耳を傾けて子どもの声を拾い、信頼関係を築き、子どもからの訴えやサインを見逃さないようにして親子関係の把握に努めるなど適切な支援が行われている。</p>		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	⑤ ・b・c
<p><コメント></p> <p>個人の思想や信教の自由について保障した支援が行われている。入所者間での宗教の勧誘が行われないよう配慮した支援が行われている。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>毎月1回母親会を開催し意向の把握に努めている。食生活を大切にしており、行事の時のメニュー等意見を出してもらいながら決定している。また、子どもたちの自己表現を尊重しながら約束が守れるように支援している。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	⑦ ・b・c
<p><コメント></p> <p>母親と子どもの主体性を尊重し、長所に着目した支援が行われている。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	⑧ ・b・c
<p><コメント></p> <p>限られた予算の中で、母親や子どもの意向をくみ取り、楽しんで参画出来るよう配慮した取組がなされている。</p>		

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「退所後の支援マニュアル」に基づき、家庭訪問や電話をかけるなど積極的なアプローチが実施されている。退所者自らが「実家みたい」と表現していることから分かるように、きめの細かい丁寧な支援が行われている。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>半年ごと、自立支援計画作成前に個別に面談を実施している。プライバシーに配慮しながら意向を把握した上で、アセスメントシートに基づき課題を明らかにし、自立に向けた支援が行われており、資格取得等も可能な限り支援し自立につなげている。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>アセスメントシートに基づき、母親・子どもそれぞれの課題やニーズを把握し、個別の状況、様子を見ながらしっかりと受け止めて支援がなされている。入所者一人ひとりの居場所となれるよう「またここに帰ってきたい」と思えるような環境づくりを心掛けている。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>年2回の健康診断と希望を聞きながら予防接種を実施。子どもの予防接種については、コピーをとって把握に努めている。生活状況については、担当課による窓口相談の後施設独自に面談し情報収集している。また、常に事務所入り口を開放してオープンにし、いつでもお互いが声をかけやすいように配慮がなされている。状況に応じ、母親がお茶を飲みながらちょっと一息つきたりというスキンシップによりしんどさを共有したり、食生活へのアドバイスなどをはじめ日常生活全般への細かい支援が実施されている。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかかわりができるように支援している。	a ・b・c

<p><コメント></p> <p>乳幼児は、保育所につなげたりトイレトレーニングを支援したり、小学校低学年には自転車に乗れるよう支援するなど、各年齢に応じた支援が行われている。母親のストレスが軽減されるよう必要に応じ柔軟な対応をし、学校とも連携して子どもたちが安心・安全に生活し、通学できるよう支援している。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>それぞれ個性がある中で、入所者同士の交流が円滑になるよう配慮した支援が行われている。子ども同士のトラブルにも、職員が介入し関係性の改善が図られるよう支援している。</p>		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>トイレトレーニングや自転車のけいこなど、一人ひとりの発達に応じた支援が行われている。年間を通して伝統行事を含め季節の行事などの紹介や会食など、一緒に物づくり体験をする中で、子どもの心や生活が豊かになるよう支援している。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>必要に応じて情報収集し、直接相談にのったり掲示するなど適切に支援している。また、個別に特別な配慮を必要とする入所者には丁寧に説明しながら一緒に手続きを進めるなど、状況に応じた支援が行われている。学童には、放課後児童クラブの利用や施設内での学習支援が行われている。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>畳のある部屋（保育室）を開放し、絵本などの読み聞かせをしたりスキンシップを図ったり「甘え」られる体験、ありのままの自分が受け入れられる体験を通して、自己肯定感や自尊心の形成が図られるよう支援している。子どもが入室していると自然に母親も入室し、母子の関わりや入所者同士の母子との交流も生まれる等、意図的な環境設定が図られ、適切な支援が行われている。</p>		

A⑩	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・ ⑩ ・c
<p><コメント></p> <p>入所児が乳幼児・小学校低学年であるが、命の教育として母親には、子どもが生まれた時の気持ちや慈しむ気持ちを常に大切にしてほしいといった言葉かけを行うなど適切な支援が行われている。風呂から裸で出てきた子どもには声をかけるなど自分も他人も大切にしよう支援が行われている。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑪	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・ ⑪ ・c
<p><コメント></p> <p>市に設置されている配偶者暴力相談支援センターとの連携や、県の婦人相談所と連携し、必要があればいつでも対応できるよう受け入れ態勢は整備されている。</p>		
A⑫	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・ ⑫ ・c
<p><コメント></p> <p>緊急時、警察に直接つながる緊急通報装置を新しく取り換えるなど支援体制を整えている。DV支援については、支援措置等の見極めが非常に重要と認識されている。日々の事例からの学びが必要と考え、DV研修に参加し、適切な情報提供の在り方に努めている。</p>		
A⑬	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>職員とのスキンシップや受容・共感を通して、母親がDVは人権侵害であり、不合理なことなんだと気づき「ありのままがいい」「一人ではないんだ」と思えるように、焦らず温かい支援が行われている。</p>		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A⑭	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・ ⑭ ・c
<p><コメント></p> <p>被虐待児に対する支援についての研修に参加し、日々子どもとの関わりを大切にしている。施設長は、職員に気づきの目が育つよう折に触れ、子どもの言動への理解を促し支援の質の向上を図っている。</p>		

A ㉓	A-2-(6)-㉒ 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>関係機関リストの作成のみならず、広く他機関に当施設の認知・理解を図るべく、プライバシーに配慮しつつ、様々な会議を当施設で開催し情報交換を図るなど努力・工夫されている。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A ㉔	A-2-(7)-㉑ 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家族・親族との関係調整や身内の葬儀、相続関係、関係機関との連絡調整等に至るまで、踏み込んだ支援が行われている。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援		
A ㉕	A-2-(8)-㉑ 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>現在該当する事例はないが、あれば必要に応じて服薬管理や通院同行を行い、子どもへの支援、関係機関との連携を実施している。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A ㉖	A-2-(9)-㉑ 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>母親の意志を尊重し、どんな支援が必要なのかを検討し、関係機関と連携しながら適切に支援されている。</p>		
A ㉗	A-2-(9)-㉒ 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの状況に対応した幅広い支援がなされている。</p>		
A-2-(10) スーパービジョン体制		
A ㉘	A-2-(10)-㉑ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>スーパービジョン体制として確立されてはいるが、施設長の幅広い見識を生かし職員一人ひとりの相談に応じ支援されている。今後は組織としての体制づくりが望まれる。</p>		